

## 原子力災害対策関係府省会議（第2回）

平成29年7月24日  
15:00～15:15  
官邸3階南会議室

### 議 事 次 第

#### 議題

- ・ 原子力災害対策関係府省会議第一分科会、第二分科会、第三分科会の取りまとめについて

#### 配布資料

- 資料1 : 原子力関係閣僚会議決定（H28.3.11）を受けた取組状況
- 資料2-1 : 原子力災害時における実動組織の協力について（第一分科会関係）
- 資料2-2 : 原子力災害時の民間事業者との協力協定等の締結について（第二分科会関係）
- 資料2-3 : 原子力災害時における情報提供の在り方について ～複合災害も想定した避難・屋内退避の実効性向上に向けて～（第三分科会関係）
- 参考資料 : 原子力災害対策関係府省会議構成員

原子力関係閣僚会議決定 (H28.3.11)  
を受けた取組状況  
(説明資料)

平成29年7月  
内閣府(原子力防災担当)

# 原子力関係閣僚会議決定(H28.3.11)を受けた取組状況

## ○ 全国知事会の二つの提言 (H27.7.29)

主に安全対策としての「原子力発電の安全対策及び防災対策に対する提言」と、主に原子力防災対策としての「国の施策並びに予算に関する提案・要望」を決定。

## ○ 原子力関係閣僚会議 (H28.3.11)

全国知事会の提言に対する国の対応方針として、「原子力災害対策充実に向けた考え方」を決定。また、官房長官より、個別のテーマについて詳細化を指示。

## ○ 原子力災害対策関係府省会議 (H28.4.25)

実動部隊の協力（第一分科会）、民間事業者の協力（第二分科会）、拡散計算も含めた情報提供の在り方（第三分科会）の3つのテーマについて、分科会の設置を決定。各分科会において、関係府省が連携・協力しつつ、関係道府県に意見照会等を行いながら、専門的かつ実務的な検討を実施。

### ① 第一分科会（実動部隊の協力）

住民避難等の支援活動や原子力事業者が実施する事故収束活動の支援活動に関し、国としての支援や現場での連絡調整等について取りまとめるもの。

### ② 第二分科会（民間事業者の協力）

自治体が、民間事業者（バス等）との原子力災害時の協力に係る協定等において定めておくべき内容や留意点について取りまとめるもの。

### ③ 第三分科会（拡散計算も含めた情報提供の在り方）

複合災害も想定した避難・屋内退避の基本的な考え方や、拡散計算を自治体の判断と責任の下で活用する場合の留意点等原子力災害時における情報提供の在り方について取りまとめるもの。

3つの分科会の取りまとめを  
原子力災害対策関係府省会議に報告し、決定・公表

国は、今後とも、関係地方公共団体のご意見・ご提案をお聞きしながら、  
原子力災害対策の更なる充実・強化に向けた取組を推進

# 原子力災害対策の充実化に向けた分科会の検討結果のポイント

全国知事会からの提言については「原子力災害対策充実に向けた考え方」（平成28年3月11日 原子力関係閣僚会議決定）に加え、新たに以下の事項について整理を行った。

## 1. 実動組織の協力

### ①各実動組織における**具体的な活動例を提示し、地域ごとの緊急時対応にあらかじめ明記**

（具体的な活動例）

- ・警察機関 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ・消防機関 避難行動要支援者の輸送の支援
- ・海上保安部署 巡視船艇による住民避難の支援
- ・自衛隊 避難の救助

### ②**平常時においては、地域連絡会議※1の場等も活用し、情報共有、意見交換等の取り組みを推進**

### ③**原子力災害の不測の事態においては、関係者間における議論を踏まえつつ、合同調整所※2の仕組みも活用**

### ④**地域ごとに各機関の特長を活かして連携**

※1 地域連絡会議

原子力事業所における応急対策及びその支援について連携を図るため、各地域において、関係省庁（実動省庁を含む。）及び原子力事業者等により構成された会議。

※2 合同調整所

各災害ごとに必要に応じて設置される、部隊間の情報共有等を行う場。

## 2. 民間事業者との協力協定等の締結

### ①自治体と民間事業者の協定等において定めていくべき内容等を整理・提示

（内容の具体例）

- 業務実施に当たっての被ばく線量の管理目安を設定することや、被ばく線量の管理方法について取り決めておくこと
- 防護服、マスク等の資機材を自治体側で準備するとともに、当該資機材の配布手順や配布方法について理解を深めていくこと
- 業務の実施に要した費用や業務の実施に伴って発生した損害は、基本的に自治体が負担、補償すること
- 実際に業務に携わる民間事業者に対し、定期的な研修の機会を提供すること

## 3. 情報提供の在り方

### ①自然災害（地震、津波、暴風雪）による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等は、**自然災害に対する避難行動を、原子力災害に対する避難行動よりも優先**

### ②住民や民間事業者等に対し、**屋内退避の徹底に関する注意喚起を実施**することや、防災行政無線等様々なツールを活用し、**避難情報等を住民に提供**

### ③拡散計算については、

- **事前対策として、避難計画を充実させるための支援内容（計算の実施、結果の解説等）を明確化**
- **緊急時に、自治体が自らの判断と責任により活用する場合の留意点を整理**